

## 草津市路上喫煙対策委員会議事概要（敬称略）

### 1. 日 時

平成20年7月24日（木） 17：30～19：30

### 2. 場 所

草津市役所4階行政委員会室

### 3. 出席者

出席者名簿のとおり（別紙 資料2 1ページ）

### 4. 会 議

#### <開会>

##### ○事務局

ただ今から第一回草津市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。  
始めに、委員会の開催にあたりまして、橋川市長から御挨拶を申し上げます。

#### <挨拶>

##### ○橋川市長

本市では、この4月から施行いたしました「草津市路上喫煙の防止に関する条例」に基づきまして、駅前での啓発活動や、広報での呼びかけ等に努めているところでございますが、条例施行後に毎月、草津駅や南草津駅で実施いたしております実態調査の結果を見ておりますと、確かに月を追うごとに、路上喫煙者が減少はしておりますものの、限られた調査時間の中でも数十人の方の喫煙が確認されています。

とりわけ、多くの方が往来される駅前周辺での喫煙行為に対しましては、より実効性のある方法で、対策を講じなければならないと考えているところでございます。

委員の皆様には、路上喫煙の禁止区域の指定について、条例に基づきまして審議をいただくこととなっておりますので、忌憚のない御意見をお願い申しあげまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

#### <委員長・副委員長の選出>

委員長には寺尾委員を、副委員長には小林委員を選出する。

#### <議事>

##### ○委員長

それでは、一点目の委員会の運営についてを議題とします。

##### ○事務局

[ 草津市路上喫煙対策委員会公開要領案の説明 ]

○委員長

事務局から公開要領案の説明がありましたが、御意見、御質問ありませんか。

○委員

特に無し。

○委員長

では、この公開要領案を委員会での決定事項とし、傍聴および議事概要の公表については、本日の委員会から適用いたします。

○委員長

次に、路上喫煙禁止区域の指定について、これを議題とします。

○事務局

### [ 1. 草津市路上喫煙の防止に関する条例の概要について説明 ]

条例施行規則第2条で路上喫煙禁止区域の指定等について、市長に意見を具申するため、草津市路上喫煙対策委員会を設置する旨の規定を設けております。意見具申の内容については、禁止区域の指定、変更、解除に関することです。

### [ 2. 路上喫煙禁止区域の指定について説明 ]

一ヶ月かけて、朝の7時半から8時半までの時間帯で定点通行量調査を行いました。  
(資料編の6、7ページに調査地点を、8ページに調査結果を添付)

### [ 3. 具体的な禁止区域(案)について説明 ]

禁止区域案については、恒常的に人通りの多い駅周辺道路で、資料編9、10ページの色塗の図面のとおりです。

この禁止区域案の設定につきましては、定点調査の結果の歩行者約300人以上という一定の基準の中で設定いたしました。

また、喫煙率調査の結果(別資料)も添付しています。

○委員長

指定の基準ということで300人と説明がありましたが、一時間当たりの歩行者等の通行量の表があり、これに基づいて300という数字がどういうものなのか、詳しく説明をお願いいたします。

○事務局

一時間当たりの通行者数の内、歩行者と自転車の数ですが、基本的には草津の場合、駅が二つありまして、通勤、通学者として多くの人々が駅に集まりそれぞれ行かれるという

こととなります。

区域案の決定については、この調査の歩行者概ね300人以上の地点という一定の基準を設けて、線を引いたところです。

○委員長

では、各委員さんから御意見、御質問をいただきたいと思います。

○A委員

路上喫煙禁止区域を定めて路上喫煙を禁止することなのですが、罰則の無い禁止と努力して路上喫煙をしないように務めましょうということを区別することが、どういうことなのか説明をお願いしたいと思います。

禁止区域といっても罰則規定が無いので努力義務の域を超えないのではないですか。

○事務局

条例については努力義務ですので、全域を禁止区域にするものではありません。身体への影響、財産への被害防止の観点から、人の多いところ、集まられるところということで駅周辺を禁止区域として指定させてもらいたいということです。

禁止区域を設けるということは、区域内の路上等ではたばこが吸えない、吸っては駄目だということで、禁止区域になりますと、区域を明示して、皆様方に守ってもらうため、啓発活動を充分に行い、市民等の皆さんに御理解いただいて、良い環境を創っていきたいと考えています。

○B委員

条例制定を決める以前の話なのですが、中央行政には、たばこの販売店や生活権の問題やたばこ税等のあらゆる局面があると思いますが、そういう点を総合的に見据えて判断するところに地方分権、地方の首長の役割があると思います。

たばこ税は地方自治体にとって、非常に重要な財源となっています。嗜好品であるものを、社会的規制で束縛して決めてしまうということは、おかしいのではないかと思います。

○事務局

昨年に条例を上程しましたが、それまでにアンケートや議会でも聞いたところ、いろいろな意見がありました。

一つは条例を上程した趣旨の中にあるのですが、たばこを吸うなど言っている訳ではないのです。

例えば歩きたばこをされたら、和服の裾に火が付いたとか、やけどをしたとかいうこと、また受動喫煙ですが、たばこの煙によっていろいろな被害を及ぼすことが法律の中で規制されました。

そのような状況の中で、条例を制定したのは、たばこを吸うなら一定のルールの中で吸っていただきたいということです。

○B委員

たばこを路上で吸って健康被害を及ぼすという明確な根拠はあるのですか。

○C委員

医学的な根拠からすると、100%肺がんになるかといえ、ならないですね。

ただ、吸う人と吸わない人を比べたら、吸う人の方が肺がんになる率が非常に高いという結果があったとしたら、それは高くなった部分の要因がたばこにあると考えるのが自然な考え方です。

慢性の病気というものは、何かの原因があって一対一で対応するものではありませんが、あくまで危険度が高くなるということです。

○B委員

自動車の排気ガスもすごいですよ。

たばこばかりを目の敵にして、一方的に押し付けている社会的風潮があります。

たばこを吸われた税金7億6千万円が草津市に一般財源として還元されており、そのことを知らずに、吸うな、吸うなとか言われる方が多くおられます。

そういうことを踏まえながら、知っていて言われているのなら吸う人も販売店も納得いきますが、その点が非常に一方的で残念に思っています。

○C委員

たばこだけが健康に悪いと思っている訳ではないです。

他にも健康に悪いものは沢山あり、健康増進の立場から対策要望活動していかなければならないと思います。

ただ、たばこの健康被害にかかる医療費も、お金の換算することもできます。

その比較は難しいとは思いますが、たばこのいろいろな意味での悪い面と良い面というか、社会に寄与する面ですが、バランスを取りながら議論していく必要があると思います。

○D委員

路上の喫煙ですので、非常にオープンな場所であり、室内の喫煙に比べると隣の人に与える影響は少ないとは思いますが、沢山の人が集まっている所などでは、隣の人に吹き付けてしまうこともあるし、あと火を持って歩かないでという意味もあるのですね。

やけどする、危ないということに、どちらかという重点があるのではないかとも思います。人が多く集まる場所では止めましょうという意味であるので、それは程度問題であると思います。

○B委員

草津は、東海道と中仙道があり、非常に人が多い観光地であります。

せめて、観光客にはここは明確にたばこが吸えるところだというきっちりとした物を立ててほしい。やっぱり観光客にもどんどん来てほしいし、草津市民だけでなく、よそから来られる人にも、ここは吸えますよと分かる場所を、東海道、中仙道辺りで設けてほしいと思います。

○C委員

観光という意味ではどちらが良いのかというのは議論の余地があると思います。

○E委員

私は過去に喫煙をしており、1年前に止めたのですが、吸っていたとき歩きたばこをしていて、ハッとした時がありました。自分のたばこを持った手元が、子どもさんの顔の高さにいった時です。

○A委員

この条例は喫煙の自由を制限するというか、結果的に他人に迷惑や被害を及ぼす限度において制限するというので、たばこを吸うなという条例ではないのです。

たばこの能動喫煙に対する被害などはこの場合あまり問題にならないと思います。

要するに受動喫煙ですね、他人のたばこの煙を吸わされて、それによって迷惑や被害を受ける、その限度において喫煙の自由を制限してもらおうことだと思います。

○F委員

喫煙の是非についての議論は尽きないとは思いますが、議事の路上喫煙の禁止区域の指定についてを進めていってはどうかだと思います。

○委員長

禁止区域の指定について、300人という基準の中で、草津駅と南草津駅周辺の二つの地域、線という考え方で案が事務局から出されていますが、これについてはいかがでしょうか。

○A委員

禁止区域案ですが、道路で指定されていますが、草津駅の場合、特に東口は住宅の間に細い道が沢山有り、その道を通勤の方が非常によく通られ、通行量が多いと思います。道が細い分、歩きたばこをされると逃げ場所が無いので、被害を受けやすいと思うのですが。

○事務局

300人以上というのは、歩行密度という考え方で、1時間は3,600秒としますと、概ね10m間隔、定点で考えると、10秒間隔で通って行くというのが目安なのです。それは、あくまで計算上の話ではありますが。

今、言われた細い道のことですが、確かに人通りの多い路地はありますが、今見ている中では300人に満たないと考えております。

また、規制をするということになりますので、当然実効性のある方法でということになり、明確な区域の中で指導していかなければならないということも考えて、分かりやすい道路区域、しかも歩行密度が高いところと限定して、出発したいと考えています。

○A委員

私が心配するのは、禁煙ロードや禁煙地域を設けることによって、じゃあそこ以外のところでは吸ってもいいとみんな思うのですよ。

指定エリアから一歩外れたら歩きたばこは自由ということで、道を少し外れたところ

で吸っている、そのため被害を受ける人がいるのが事実なのです。

○D委員

草津市といっても、まだ田んぼも多く、森が残っているところもあり、そんなところで吸ったら駄目と言えるのかどうかだと思います。

○G委員

たばこ事業法というものがあり、また健康増進法もできました。

健康のためにたばこは吸わないようにとの一面と、文化的なたばこの喫煙は自由ですよという、二つの面があります。

喫煙権もあれば嫌煙権もあり、矛盾したその二面をどのようにクリアしたらよいのかという問題だと思います。

そのバランスをどのようにしていくのかということ、草津市も条例ができた、できたならば、きっちりとしたものにしていかなければならないのは当然のことであり、事務局もいろんな調査をした上で案を提示され、委員に審議してもらっていると思います。

○D委員

言われるとおり、バランスをどこでとるかということだと思います。

○A委員

禁止区域については、路上喫煙の健康被害だけでなく、綺麗にしておかなければならないところ、歴史的史跡や古い町並みのところも指定してほしいと思います。

○委員長

ただあくまで、路上喫煙の防止に関する条例からスタートしないと、この委員会というのはその中で議論をしている訳で、そもそもの話に戻ってしまうと、議論が尽きなくなります。

○E委員

300人という基準の良し悪しは分かりませんが、まずはどこからか踏み込んでいかなければならないということで、事務局から案を出してもらっていると思います。

事務局では、この禁止区域案をこれから拡大していこうと考えているのかどうか、また啓発しても駄目な時は、罰則的なものを考えているのか、そういった方向性を聞くことによって、取り決めという部分が変わってくると思うのです。

○事務局

まず提示した区域案については、事務局としては固執していません。

広げるかも狭めるかも皆様に議論していただきたいと思っております。

ただ、なにか基準がないと議論もできないので、300人としました。

次に区域の指定は、途中変更が可能かということですが、事務局としては、一年間位は様子を見たいと考えています。

その後、当委員会でもう少し範囲を広げたほうがよいとか、ここは区域から外す方がいいのではとか、議論していただければと考えています。

この委員会では区域の指定、変更、解除までお願いすることになっておりますので、その辺りもお願いしたいと考えています。

罰則規定については、基本的には啓発の中で対応していきたいのですが、その後啓発しても一定の効果が上がらなければ、選択肢の一つとしてまた御議論いただきたいとは考えています。

○B委員

一年間この区域案で実施して、初めて喫煙場所が多いとか少ないとか出てくると思うので、いまここでそれを言ってもなかなかまとまらないと思います。

バランスの問題とそういうことを踏まえながら、観光協会などのいろいろな人の意見を聞いて、集約しながら考えてほしいです。

○事務局

時間指定や休日などの期間指定ということも選択肢としてはあるのですが、禁止区域の指定をしている他市の状況を聞いていますと、課題があり、例えば8時まで禁止としていた場合、では8時1分ならいいのかという、そういった部分があり、なかなか難しいということと、期間指定についても、なぜその時期に止めるのかという根拠が説明できないため、一旦エリアとして指定した限りは、24時間365日を通しての指定にしている状況です。

○委員長

区域の中に喫煙スペースを設けるということについては、これも議論の中身になると思うのですが、これについては事務局としてはどうですか。

○事務局

民地の取り扱いがポイントとなってくると思っています。

民地に持ち主が喫煙場所を設けられる場合は、それはそれでいいのかなと思うのです。

事務局としては、当委員会で喫煙スペースの関係のことを検討してとの御意見であれば、考えたいなと思っていますが、ただ今のところは全く白紙の状態です。

○A委員

禁止区域において、市が灰皿を設置することは止めてほしいです。

例えば他市の例では、禁止地区につきましては、民間のところも灰皿を出さないようにしています。

○C委員

それは自主的な管理ですね。

○F委員

最近では、大衆食堂や喫茶店などでも、テーブルを分けて喫煙席、禁煙席として、喫煙場所を設けています。

それをすべて止めてくださいよというのは、営業妨害にもなりかねないことであり、商店街には、たばこ屋さんもあり、これを売るなということになってきますので、人が多く

集まるエリアの中にはありますが、民間のところまではちょっと難しいと思います。

○A委員

路上でいうと、軒下ならいいのかというと、たばこの煙はかなり拡散します。

そこに灰皿をおいた場合、煙が拡がってしまい、道行く一般の人が煙を吸わされてしまうという状態が生じる訳なのです。

○委員長

灰皿を置くということを決めている訳ではないので、そういうことは止めてほしいという意見なのですね。

○A委員

はい、せめて路上禁止区域内ではですね。

○委員長

指定については、ここが禁止区域ですよということをしっかり知ってもらわなければならないので、その点については、何か啓発や、対策は考えていますか。

○事務局

今でも看板などで条例の啓発は行っております。

今度は区域を図示したもの、位置図を随所に置いていきたいと考えていますし、区域の分かれ目につきましても、ここからが区域ですよと明示するようなものを、例えば路上に貼るとか明確にしていきたいと考えております。

また啓発をする時でも区域のお知らせ文書を渡すことや、区域内において皆さんに守ってもらえるよう適切な指導も想定しています。

そういった対策を講じながら、区域の周知をしていきたい、そのためには面ではなく線で明確に指定していきたいと考えています。

○C委員

区域案で、草津駅東口の方なのですが、アーケードが保健所の方に向かってあるのですが、人の流れを見ていると、そのままずっと歩いて行っているような気もするので、もう少し伸びてきてもいいのかなという思いもあるのですが。

調査も点でされているので、必ずしもその先では300人以上であるかどうか分からないかもしれませんが、もう少し範囲が広がってもいいのかなとも思います。

○H委員

この条例の中で決してたばこを吸っては駄目とか書いていません。

不特定多数が集まる場所については禁止したらいいと、場所については、線にするか面にするかということ、市内全域については難しいということの議論をもっとしなければならぬと思います。

私は毎日、草津駅東口から西口を歩いていまして、条例の啓発の看板が出ているから、たばこの吸殻はものすごく少なくなっています。

事務局の喫煙率調査のデータでもそうなっているが、看板を立てたり、横断幕を掲



げたりしての啓発活動で、今まで沢山あった吸殻が、今は非常に少なくなっている、それだけモラルができてきたのだから、禁止をする場所を一応決めて、それから解除をするなり、拡大するなりしていったらいいと思います。ただ罰則については非常に難しいと思う。

既に条例で決まっていることをいまさら議論していてもきりが無いので、もっと本論の区域の指定について議論していかなければならないと思います。

○委員長

事務局で示された案のとおりでいいのか、もう少し微調整が必要なのかという部分は、次回に持ち越しかなと思いますし、今回は今日出た意見を受けて、それを詰めていくような形で議論ができればと考えています。

今日の基本の流れの中で禁止区域を決めていく、具体的なところについてはもう少し踏み込んだ議論を次回にしていくということで、本日の委員会は終了いたします。

○事務局

ありがとうございました。

次回の委員会は、8月28日の午後5時30分からということをお願いします。

以上